

## 和歌山市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

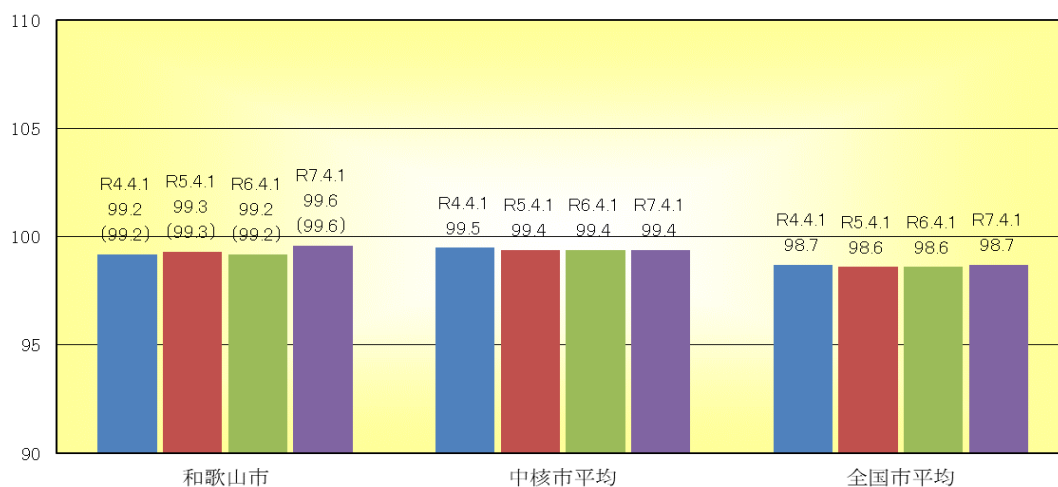
区分	住民基本台帳人口 令和7年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	352,941 人	167,925,445 千円	2,577,870 千円	25,076,070 千円	14.9 %	14.8 %

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当 たり給与費 B/A	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	2,509 人	9,744,666 千円	2,623,800 千円	4,191,193 千円	16,559,659 千円	6,600 千円	6,541 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用 職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業規模が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 398,137	円 386,287	円 11,850	% 3.07	% 3.10	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	月 4.64	月 4.60	月 0.04	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準4%に対し、和歌山市においても4%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き下げることとし、令和7年4月1日時点は5%、令和8年4月1日は4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	5%	4%
和歌山市の支給割合	6%	5%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(令和7年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
和歌山市	43.1 歳	331,572 円	424,702 円	374,621 円
和歌山県	42.3 歳	331,295 円	412,455 円	370,873 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
中核市平均	42.3 歳	331,473 円	417,367 円	377,585 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)			
和歌山市	49.2歳	213人	317,346円	390,971円	346,649円	—	—	—			
清掃職員	49.1歳	129人	330,017円	431,809円	363,169円	廃棄物処理業 飲食物調理従事者 乗用自動車運転手 他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	48.0 歳	320,600円	1.3		
その他 清掃職員	56.1歳	1人	**	**	**				**		
調理員	45.8歳	58人	279,550円	307,842円	301,762円				45.1 歳	270,300円	1.1
運転員	59.9歳	2人	311,000円	389,258円	326,550円				60.2 歳	253,900円	1.5
用務員	56.7歳	23人	340,817円	372,635円	368,127円				49.0 歳	251,000円	1.5
和歌山県	58.8歳	16人	293,563円	316,960円	310,393円						
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円						
中核市平均	50.9歳	175人	323,727円	381,452円	354,857円						

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
和歌山市	—	—	—
清掃職員	6,864,760円	4,457,900円	1.5
その他 清掃職員	**	**	**
調理員	4,801,697円	3,557,900円	1.3
運転員	5,430,333円	3,335,600円	1.6
用務員	6,069,706円	3,395,700円	1.8

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）

※該当する職員数が極めて少数である欄は情報が特定されるため、「\*\*」として表記している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベース「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③高等（特殊、各種、専修）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
和歌山市	42.8 歳	374,829 円	433,050 円
和歌山県	44.4 歳	384,030 円	442,300 円
中核市平均	46.3 歳	389,158 円	455,377 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
和歌山市	43.8 歳	376,648 円	430,808 円
和歌山県	39.8 歳	362,311 円	412,643 円
中核市平均	40.4 歳	328,122 円	383,554 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		和歌山市	和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,600 円	総合 一般 230,000 円 220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	192,500 円	—
	中 学 卒	185,700 円	192,500 円	—
高等学校 教育職	大 学 卒	252,000 円	252,000 円	—
	高 校 卒	217,800 円	208,900 円	—
幼稚園教育職	大 学 卒	245,500 円	252,000 円	—
	高 校 卒	220,000 円	208,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

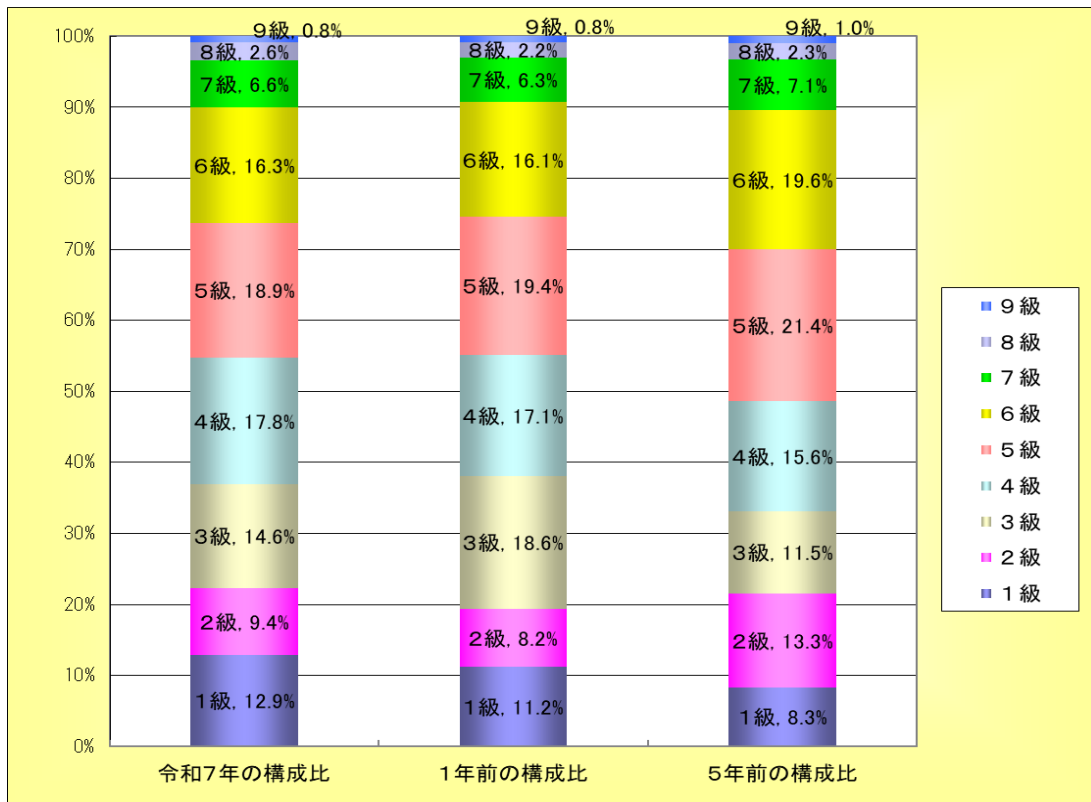
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	269,103 円	353,477 円	393,431 円	419,853 円
	高 校 卒	— 円	303,467 円	375,250 円	386,667 円
技能労務職	高 校 卒	226,667 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	255,860 円	318,033 円	341,333 円
高等学校 教育職	大 学 卒	338,520 円	409,240 円	423,748 円	433,680 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

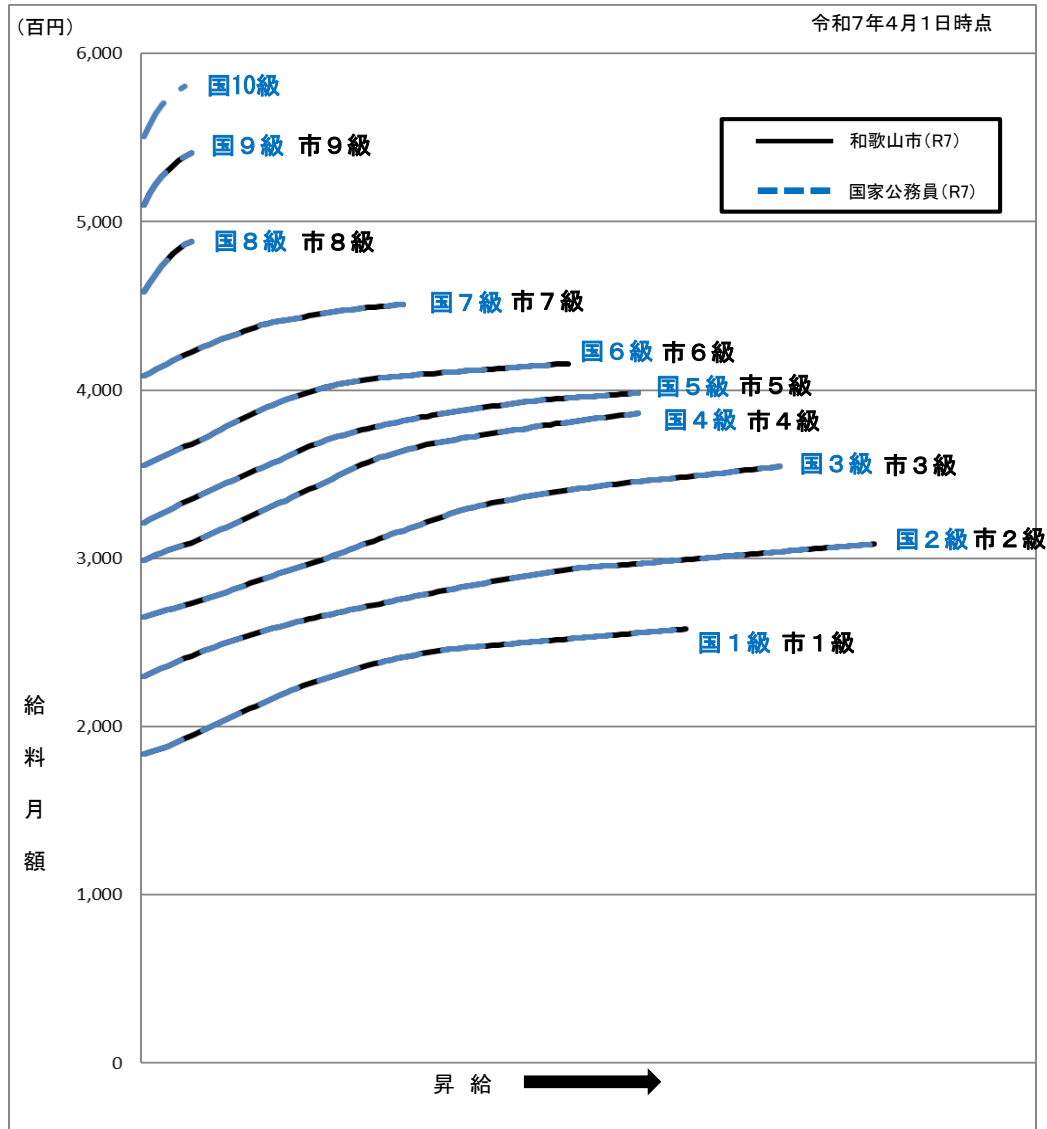
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	局長	11人	0.8%	510,200円	540,900円
8級	部長	35人	2.6%	458,300円	488,500円
7級	課長	88人	6.6%	408,300円	450,900円
6級	副課長・主務班長	217人	16.3%	355,200円	415,700円
5級	班長	252人	18.9%	321,300円	398,200円
4級	主査	237人	17.8%	298,800円	386,100円
3級	主任	194人	14.6%	265,300円	354,700円
2級	副主任	125人	9.4%	230,000円	308,500円
1級	主事	171人	12.9%	183,500円	258,100円

- (注) 1 和歌山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（和歌山市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

和歌山市	和歌山県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,662 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,742 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%  (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（和歌山市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

和歌山市			国		
(支給率)	自己都合	早期退職・定年	(支給率)	自己都合	早期退職・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	自己都合	早期退職・定年			
7,731 千円		21,543 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)			647,364 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)			245,306 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
和歌山市	5 %	2,657 人	5 %
東京都特別区	20 %	2 人	20 %
医師・歯科医師	12 %	4 人	16 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.6 ( 99.6 )

支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。□

(補正前のラスパイレス指数×

(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)	144,447 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	156,159 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)	34.8 %
手当の種類 (手当数)	15

手当の名称	支給対象職員及び対象業務	支給実績 (令和6年度実績)	支給単価		
災害応急等 特殊業務手当	ア 職員が、道路、橋りょう、下水道又は悪水路の災害応急作業又は維持修繕作業に従事したとき。	65,750円	1日	250円	
	イ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村(本市を除く。)の区域において、災害発生市町村等からの要請に基づいて行う災害応急作業又は被災者の援護を図るための作業の現場に従事したとき。	69,120円	1日	1080円	
高所業務手当	職員(消防職員を除く。)が、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき。	34,960円	1日	230円	
消防業務手当	ア 消防職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる消防業務に従事したとき。	(ア) 指令業務に従事したとき。	925,400円	1勤務	700円
		(イ) (ア)以外の業務に従事したとき。	19,564,200円	1勤務	600円
	イ 消防職員が道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車の運転業務に従事したとき。	(ア) 大型自動車免許を必要とする緊急自動車	363,200円	1回	400円
		(イ) 中型自動車免許を必要とする緊急自動車	35,800円	1回	200円
		(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる緊急自動車以外の緊急自動車	3,740,550円	1回	150円
	ウ 消防職員が、専ら火災原因の調査業務に従事したとき。	500,300円	1日	50円	
	エ 消防職員が、水火災現場又は救助現場に出動したとき。	2,771,280円	1回	240円	
	オ 消防職員が、救急現場に出動したとき。	(ア) 救急救命士の資格を有する消防職員	11,775,900円	1回	300円
		(イ) (ア)に掲げる消防職員以外の消防職員	7,053,200円	1回	200円
	カ 消防職員が、災害現場に出動し、はしご自動車のはしご上において作業に従事したとき又は地上若しくは水面上10メートル以上の箇所で行う作業に従事したとき。	920円	1回	230円	
キ 消防職員が、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う消防検査の業務に従事したとき。	2,070円	1日	230円		
ク 消防職員が、災害現場に出動し、潜水作業又は放射性物質、生物剤若しくは毒劇物対応作業に従事したとき。	8,000円	1回	800円		

	ケ 消防職員が、心肺機能停止状態の者に対して胸骨を繰り返し圧迫する心臓マッサージを行ったとき、又は救急救命士の資格を有する消防職員が、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第1項に規定する救急救命処置を行ったとき。	884,500円	1件	500円
	コ 消防職員が、防災航空隊の業務に従事したとき。	75,600円	1日	300円
	サ 消防職員が、火災予防に関する法令違反処理業務（認定の取消しを除く。）のため外勤したとき。	2,600円	1回	200円
	シ 消防職員が、焼死体又は変死体の収容業務に従事したとき。	14,400円	1体	900円
	ス 消防職員が、防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項に規定する消防の相互応援のため又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動して消防業務に従事したとき。	-	1日	1080円
	消防職員が、防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項に規定する消防の相互応援のため又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動して、市長が著しく危険であると認める区域において消防業務に従事したとき。	-	1日	2160円
動物飼育業務手当	職員が、動物の飼育作業に従事したとき。	-	1日	200円
火葬業務手当	職員が、火葬作業に従事したとき。	-	1日	1000円
死体処理等特殊業務手当	ア 職員（消防職員を除く。）が、死体処理作業又は行旅死亡人の取扱業務に従事したとき。	132,000円	1体	2000円
	イ 職員（消防職員を除く。）が、行旅病人の取扱業務に従事したとき。	-	1人	900円
生活環境業務手当	ア 職員が、ごみ処理作業又はし尿処理作業に従事したとき。	36,600円	1日	600円
	清掃事務所、清掃工場又はし尿処理場に勤務する職員が、ごみ処理作業又はし尿処理作業に従事したとき。	79,854,000円	1日	2000円
	イ 職員（こども園及び保育所に勤務する職員を除く。）が、犬猫等の動物の死体処理作業又は便所の清掃作業に従事したとき。	2,400円	1日	300円
	ウ こども園及び保育所に勤務する職員が、便所の清掃業務に従事したとき。	1,118,400円	1勤務	300円
保健業務手当	ア 職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症の防疫作業に従事したとき。	61,200円	1日	300円
	イ 職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第3項及び第20条第2項の規定（第26条の規定により準用される場合を含む。）に基づく入院の業務に従事したとき。	200円	1日	200円
	ウ 行政職の職員が、精神障害者の受診援助又は相談業務に従事したとき。	-	1日	200円
	エ 職員が、緊急の精神保健福祉業務に対応するため、正規の勤務時間以外の時間に自宅等に待機を命ぜられ、待機したとき。	72,800円	1回	200円
	オ 職員が、狂犬病の予防業務に従事したとき。	2,000円	1日	200円
	カ 職員が、ねずみ族、昆虫等の駆除作業に従事したとき。	-	1日	100円

試験検査等 特殊業務手当	ア 獣医師が、食肉衛生検査業務に従事したとき。	-	1日	1000円
	イ 職員が、公害調査のため工場排水の検査業務に従事したとき。	15,800円	1日	200円
	ウ 行政職の職員が、検体検査業務又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に規定する毒物、劇物若しくは特定毒物若しくは労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）に規定する特定化学物質等を使用した検査業務に従事したとき。	226,800円	1日	200円
	エ 職員が、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に規定するダイオキシン類に汚染され、又は石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に規定する石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業現場における業務に従事したとき。	2,600円	1日	200円
	オ 職員が、エックス線その他の放射線を照射する業務又はその介助の業務に従事したとき。	-	1日	200円
	カ 衛生研究所に勤務する職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症の病理細菌検査業務に従事したとき。	26,600円	1日	200円
福祉業務手当	ア 職員が、生活保護に関する面接及び調査業務に従事したとき。	5,943,900円	1日	300円
	イ 職員が、緊急の児童虐待等に係る相談等の業務に対応するため、正規の勤務時間以外の時間に自宅等に待機を命ぜられ、待機したとき。	81,400円	1回	200円
用地交渉等 特殊業務手当	ア 職員が、用地買収の用地交渉業務又は移転若しくは除去の強制執行の業務のため外勤したとき。	137,700円	1日	300円
	イ 職員が、違反建築物取締業務、ごみ処理指導業務又はし尿処理指導業務のため外勤したとき。	56,400円	1日	200円
資格免許業務手当	ア 職員が、建築主事の資格を有し、当該資格に基づく業務に従事したとき。	375,000円	1勤務	500円
	イ 職員が、1級建築士、獣医師、保健師、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者の資格を有し、当該資格に基づく業務に従事したとき（獣医師及び保健師にあつては行政職の職員に限る。）。	1,053,000円	1勤務	250円
	ウ クレーン運転士又はボイラー技士の資格を有し、当該資格に基づく業務に従事したとき。	-	1勤務	100円
深夜業務手当	ア 職員（消防職員を除く。）が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる特殊業務に従事したときで、その深夜における勤務時間が7時間であるとき。	-	1勤務	800円
	イ 職員（消防職員を除く。）が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる特殊業務に従事したときで、その深夜における勤務時間が4時間以上7時間未満であるとき。	-	1勤務	500円
	ウ 職員（消防職員を除く。）が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる特殊業務に従事したときで、その深夜における勤務時間が4時間未満であるとき。	-	1勤務	300円
市税徴収等 特殊業務手当	ア 職員が、市税の納付交渉、滞納処分その他の徴収に関する業務又は賦課に関する調査若しくは整理の業務のため外勤したとき。	306,900円	1日	450円
	イ 職員が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権の納付交渉、滞納処分その他の徴収に関する業務又は和歌山市債権管理条例（平成22年条例第6号）第2条に規定する市の債権の納付交渉、強制執行その他の取立てに関する業務のため外勤したとき。	17,750円	1日	250円
	ウ 職員が、差押に係る事務に従事したとき。	291,500円	1件	250円

教育業務手当	ア 教育職員（教育職給料表（1）の適用を受け、その属する職務の級が1級又は2級のものに限る。以下同じ。）が、学校の管理下において行われる非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	-	1日	8000円
	イ 教育職員が、学校の管理下において行われる被害が特に甚大な非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	-	1日	16000円
	ウ 教育職員が、学校の管理下において行われる生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	-	1日	7500円
	エ 教育職員が、学校の管理下において行われる生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき。	-	1日	7500円
	オ 教育職員が、修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において生徒を引率して泊を伴う指導業務に従事したとき。	285,600円	1日	5100円
	カ 教育職員が、別に定める対外運動競技等において生徒を引率して泊を伴い、又は週休日等を行う指導業務に従事したとき。	1,377,000円	1日	5100円
	キ 教育職員が、学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導業務で、週休日等又はこれに相当する日に従事したとき。	4,255,200円	1日	3600円
	ク 教育職員が、高等学校入学者の選抜のため入学試験における受験生の監督、採点又は合格判定の業務に従事したとき（ただし、その業務に従事する日数が当該年度内において通算して3日を超えることとなることを除く。）。	129,600円	1日	900円
	ケ 和歌山市立高等学校規則（昭和48年教育委員会規則第18号）第19条に規定する教務部長、学年主任、生徒指導部長、生徒会指導部長及び進路指導部長並びに同規則第19条の2に規定する科長が、教務その他教育に関する業務について連絡調整又は指導助言の業務に従事したとき。	465,800円	1日	200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	830,847 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	400 千円
支給実績（令和5年度決算）	883,202 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	408 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)																
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者 3,000円 (行政8級以上職員等の場合) 0円</li> <li>●配偶者以外の扶養親族 (子の場合) 11,500円 (子2人目以降) 12,000円 (父母等の場合) 6,500円 (行政8級職員等の場合) 3,500円 (行政9級職員等の場合) 0円</li> <li>●満16歳から満22歳までの子の 加算 5,000円</li> </ul>	異	●複数の子を扶養している場合、2人目以降の子の扶養手当額に500円の加算を行っている。	288,577 千円	245,806 円																
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長</td> <td>124,600円</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td rowspan="2">99,600円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>74,600円</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>70,200円</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td rowspan="2">51,500円</td> </tr> <tr> <td>副課長</td> </tr> <tr> <td>副主幹</td> <td>44,100円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	支給額	局長	124,600円	参与	99,600円	部長	参事	74,600円	課長	70,200円	主幹	51,500円	副課長	副主幹	44,100円	異	<p>俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区別に定額支給</p> <p>行政職俸給表 (一) 適用職員の場合 139,300円～46,300円</p>	233,838 千円	782,064 円
職名	支給額																				
局長	124,600円																				
参与	99,600円																				
部長																					
参事	74,600円																				
課長	70,200円																				
主幹	51,500円																				
副課長																					
副主幹	44,100円																				
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●借家・借間の場合 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に家賃額に応じて27,000円を限度に支給</li> </ul>	異	手当額の限度 (28,000円以内)	143,309 千円	278,810 円																
管理職員 特別勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●週休日又は休日等に処理を要する臨時又は緊急性を有する業務等に従事した場合</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td rowspan="2">10,000円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td rowspan="2">6,000円</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> </tr> <tr> <td>副課長</td> <td rowspan="2">4,000円</td> </tr> <tr> <td>副主幹</td> </tr> </tbody> </table> <p>勤務時間が6時間を越える場合は150/100支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平日の午後10時から翌日の午前5時までの間に臨時又は緊急性を有する業務等に従事した場合 上記の支給額の50/100支給</li> </ul>	職名	支給額	局長	12,000円	参与	10,000円	部長	参事	8,000円	課長	6,000円	主幹	副課長	4,000円	副主幹	異	<p>職員に適用される俸給の特別調整額(管理職手当)の区分等に応じ、勤務1回につき支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●週休日又は休日等 支給額 18,000円～6,000円</li> <li>●平日 支給額 9,000円～3,000円</li> </ul>	14,680 千円	49,095 円	
職名	支給額																				
局長	12,000円																				
参与	10,000円																				
部長																					
参事	8,000円																				
課長	6,000円																				
主幹																					
副課長	4,000円																				
副主幹																					

通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ●交通機関利用者 1箇月当たり支給限度額 55,000円 ●交通用具使用者 通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円	異	1箇月当たり支給限度額 150,000円	168,599 千円	71,805 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき 一般 4,400円 医師 10,500円	異	医師の当直 21,000円	- 千円	-
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たり給与額× 135/100×勤務時間数	同	-	205,271 千円	98,735 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務した職員に支給 1時間当たり給与額× 25/100×勤務時間数	同	-	33,724 千円	91,889 円
義務教育等 教員特別手当	学校教職員に対して職務の級及び号給に応じて支給(支給額) 2,000円～8,000円			4,112 千円	56,320 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により、単身赴任している職員に月額30,000円に交通距離に応じた額を加算した額を支給 (交通距離加算分) 以上 未満 加算額 100km～ 300km 8,000円 300km～ 500km 16,000円 500km～ 700km 24,000円 700km～ 900km 32,000円 900km～1,100km 40,000円 1,100km～1,300km 46,000円 1,300km～1,500km 52,000円 1,500km～2,000km 58,000円 2,000km～2,500km 64,000円 2,500km～ 70,000円	同	-	2,256 千円	376,000 円
初任給調整手当	医療職給料表の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して、採用の日から3年以内の期間支給 (支給額) 251,700円～41,100円 〔経過年に応じて変動〕	異	(支給額) 310,000円～67,000円 〔経過年数に応じて〕	7,103 千円	1,775,750 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	市 長	950,000 円	(参考) 中核市平均における最高/最低額	
	副 市 長	820,000 円	1,180,000 円/	707,000 円
報 酬	議 長	790,000 円	827,000 円/	584,000 円
	副 議 長	720,000 円	748,000 円/	513,000 円
	議 員	660,000 円	700,000 円/	475,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和6年度支給割合) 3.20 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 4.60 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 95万円×在職月数×0.52	(1期の手当額) 23,712,000 円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	82万円×在職月数×0.33	12,988,800 円	任期毎
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

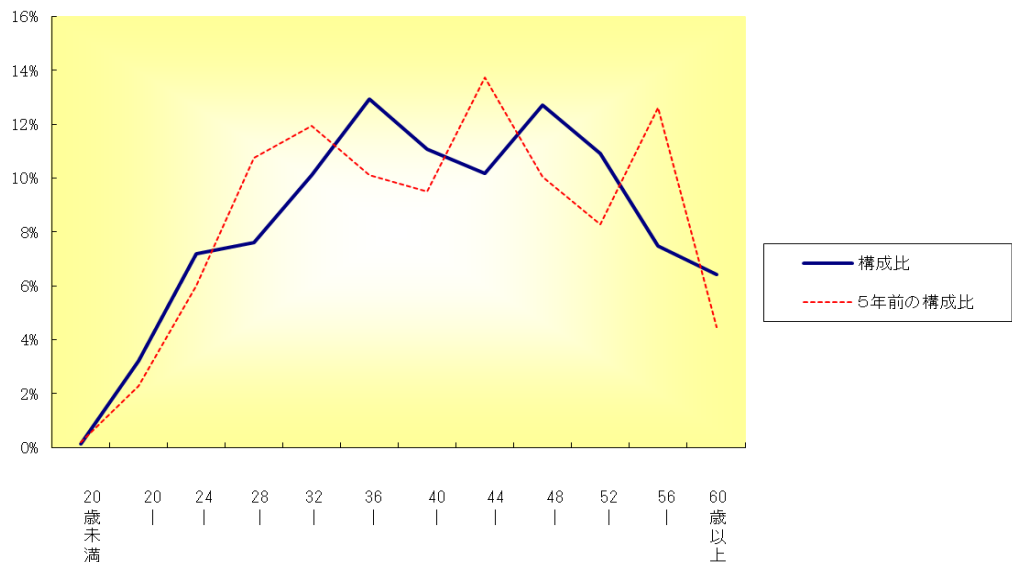
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	24	25	1	主な減員の理由 ・班の統廃合に伴う減員 ・業務の平準化に伴う減員 主な増員の理由 ・業務量増加に伴う体制強化
		総務	374	378	4	
		税務	105	105	0	
		民生	474	472	△2	
		衛生	379	368	△11	
		労働	5	5	0	
		農林水産	57	56	△1	
		商工	64	65	1	
		土木	247	244	△3	
	計	1,729	1,718	△11	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.68 人 (中核市平均の人口1万人当たり職員数 48.24 人)	
	教育部門	355	356	1	主な減員の理由 ・再任用(短時間)への移行に伴う減員 主な増員の理由 ・業務量増加に伴う体制強化	
	消防部門	397	393	△4	主な増員の理由 ・業務量増加に伴う体制強化	
	小計	2,481	2,467	△14	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.90 人 (中核市平均の人口1万人当たり職員数 65.99 人)	
公営企業部門等	水道	124	120	△4	主な減員の理由 ・業務の平準化に伴う減員	
	下水道	93	92	△1		
	その他	107	106	△1		
	小計	324	318	△6		
合計		2,805 [3,223]	2,785 [3,223]	△20 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.91 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含まない。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	90人	202人	214人	284人	363人	311人	286人	357人	307人	210人	180人	2,808人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		1,732	1,704	1,707	1,730	1,729	1,718	△ 14 (△ 0.8%)
教育		376	365	353	360	355	356	△ 20 (△ 5.3%)
消防		402	398	395	398	397	393	△ 9 (△ 2.2%)
普通会計計		2,510	2,467	2,455	2,488	2,481	2,467	△ 43 (△ 1.7%)
公営企業等会計計		348	338	329	329	324	318	△ 30 (△ 8.6%)
総合計		2,858	2,805	2,784	2,817	2,805	2,785	△ 73 (△ 2.6%)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含まない。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 6,901,753	千円 129,925	千円 847,009	% 12.3	% 12.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費239,006千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 125	千円 514,846	千円 126,855	千円 219,081	千円 860,782	千円 6,886	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
和歌山市	48.8 歳	367,164 円	565,560 円
水道事業団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 1 「基本給」とは、給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。

2 「平均月収」とは、職員1人当たりの平均年収額(期末・勤勉手当を含む。)を12で除して得たものである。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

和 歌 山 市	水 道 事 業 団 体 平 均												
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,826 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593 千円												
(令和6年度支給割合) <table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.50 月分</td> <td>2.10 月分</td> </tr> <tr> <td>( 1.40 ) 月分</td> <td>( 1.00 ) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.50 月分	2.10 月分	( 1.40 ) 月分	( 1.00 ) 月分	(令和6年度支給割合) <table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>月分</td> <td>月分</td> </tr> <tr> <td>( ) 月分</td> <td>( ) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	月分	月分	( ) 月分	( ) 月分
期末手当	勤勉手当												
2.50 月分	2.10 月分												
( 1.40 ) 月分	( 1.00 ) 月分												
期末手当	勤勉手当												
月分	月分												
( ) 月分	( ) 月分												
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	(加算措置の状況)												

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

和 歌 山 市	水 道 事 業 団 体 平 均
(支給率) 自己都合 早期退職・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) (退職時特別昇給 無 ) 1人当たり平均支給額 20,235 千円	(支給率) 自己都合 早期退職・定年 勤続20年 — 月分 — 月分 勤続25年 — 月分 — 月分 勤続35年 — 月分 — 月分 最高限度額 — 月分 — 月分 その他の加算措置 1人当たり平均支給額 7,848 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 水道事業団体平均の支給率については、データが公表されていないため記載していない。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		32,634 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		254,954 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
和歌山市	5 %	126 人	5 %

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		811 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		15,310 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		41.4 %		
手当の種類 (手当数)		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急等派遣業務手当	ア イに該当する場合を除き、大規模地震等の災害が発生した市町村(本市を除く。)において、日本水道協会等からの要請に基づいて行う復旧作業等に従事したとき。	他都市での復旧作業等応援業務	— 千円	日額1,080円
	イ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村(本市を除く。)の区域において、災害発生市町村等からの要請に基づいて行う災害応急作業又は被災者の援護を図るための作業の現場に従事したとき。		— 千円	日額1,080円
災害応急等復旧業務手当	ア 大雨、台風、地震等の著しく危険な状況において取水口の清掃作業等災害復旧作業に従事した職員	災害復旧作業	— 千円	日額250円
	イ 下水道又は用悪水路の災害応急作業又は維持修繕作業に従事した職員	災害応急作業又は維持修繕作業	— 千円	日額250円
用地買収等交渉業務手当	用地買収の交渉のため外勤した職員	用地買収交渉	— 千円	日額300円
	給水管等の採納交渉のため外勤した職員	給水管等の採納交渉		日額250円
深夜業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した職員	深夜業務	— 千円	1勤務800円 (7時間)
				1勤務500円 (4時間以上7時間未満)
				1勤務300円 (4時間未満)
緊急業務手当	突発事故等の発生により、勤務時間以外の時間に当該現場へ出勤し、緊急に水道、工業用水道及び下水道の関連設備及び施設の復旧作業に従事した職員	突発事故等の発生により、勤務時間以外の時間に当該現場へ出勤し、緊急に行う水道、工業用水道及び下水道の関連設備及び施設の復旧作業	116 千円	1勤務1,000円 (作業時間に深夜を含むとき)
				1勤務800円 (上記以外)
試験検査業務手当	ア 水質試験において劇物等の有害物を取り扱う業務に従事した職員	水質試験において劇物等の有害物を取り扱う業務	98 千円	日額200円
	イ 公害調査のため工場排水の検査業務に従事した職員	公害調査のための工場排水検査業務	— 千円	日額200円
危険業務手当	道路上において、交通を遮断することなく行う水道、工業用水道及び下水道の関連工事の現場監督、調査等の業務に従事した職員	道路上において、交通を遮断することなく行う水道、工業用水道及び下水道の関連工事の現場監督、調査等の業務	10 千円	日額250円
工事業務手当	水道、工業用水道及び下水道の施設及び設備の工事及び維持修繕の業務に直接従事した職員	水道、工業用水道及び下水道の施設及び設備の工事及び維持修繕業務	476 千円	日額280円
高所業務手当	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な場所で行う作業に従事した職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な場所で行う作業	— 千円	日額230円

資格免許業務手当	ア 1級建築士、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者の資格を有し、当該資格に基づく業務に従事した職員	1級建築士、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者の資格に基づく業務	111 千円	1 勤務 2 5 0 円
	イ クレーン運転士又はボイラー技士の資格を有し、当該資格に基づく業務に従事した職員	クレーン運転士又はボイラー技士の資格を有し、当該資格に基づく業務		1 勤務 1 0 0 円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	50,006 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	467 千円
支給実績 (令和5年度決算)	50,186 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	452 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)																		
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者 課長級以下 3,000円</li> <li>●配偶者以外の扶養親族 (子の場合) 11,500円 (子2人目以降) 12,000円 (父母等の場合) 部長級 3,500円 課長級以下 6,500円</li> <li>●満16歳から満22歳までの子の加算 5,000円</li> </ul>	同	—	17,913 千円	284,336 円																		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>職名</th><th>支給額</th></tr> <tr><td>局長</td><td>124,600円</td></tr> <tr><td>参与</td><td>99,600円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>74,600円</td></tr> <tr><td>参事</td><td>74,600円</td></tr> <tr><td>課長</td><td>70,200円</td></tr> <tr><td>主幹</td><td>51,500円</td></tr> <tr><td>副課長</td><td></td></tr> <tr><td>副主幹</td><td>44,100円</td></tr> </table>	職名	支給額	局長	124,600円	参与	99,600円	部長	74,600円	参事	74,600円	課長	70,200円	主幹	51,500円	副課長		副主幹	44,100円	同	—	11,143 千円	857,177 円
職名	支給額																						
局長	124,600円																						
参与	99,600円																						
部長	74,600円																						
参事	74,600円																						
課長	70,200円																						
主幹	51,500円																						
副課長																							
副主幹	44,100円																						
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●借家・借間の場合 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に、家賃額に応じて27,000円を限度に支給</li> </ul>	同	—	4,740 千円	296,232 円																		
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>●週休日又は休日等に処理を要する臨時又は緊急性を有する業務等に従事した場合</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>職名</th><th>支給額</th></tr> <tr><td>局長</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>参与</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>部長</td><td></td></tr> <tr><td>参事</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>課長</td><td></td></tr> <tr><td>主幹</td><td></td></tr> <tr><td>副課長</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>副主幹</td><td>4,000円</td></tr> </table> 勤務時間が6時間を越える場合は150/100支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>●平日の午後10時から翌日の午前5時までの間に臨時又は緊急性を有する業務等に従事した場合 上記の支給額の50/100支給</li> </ul>	職名	支給額	局長	12,000円	参与	10,000円	部長		参事	8,000円	課長		主幹		副課長	6,000円	副主幹	4,000円	同	—	279 千円	23,250 円
職名	支給額																						
局長	12,000円																						
参与	10,000円																						
部長																							
参事	8,000円																						
課長																							
主幹																							
副課長	6,000円																						
副主幹	4,000円																						

通勤手当	通勤距離が片道 2 km 以上である職員に支給 ●交通機関利用者 1 箇月当たり支給限度額 55,000 円 ●交通用具使用者 交通用具・通勤距離に応じて支給 2,000 円～31,600 円	同	—	9,329 千円	77,094 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後 10 時～翌日午前 5 時)に勤務した職員に支給 1 時間当たり給与額× $25/100 \times \text{勤務時間数}$	同	—	— 千円	— 円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 1,714,877	千円 525,804	千円 264,346	15.4 %	13.0 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費44,397千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 27	千円 118,335	千円 27,168	千円 54,917	千円 200,420	千円 7,423	千円 6,537

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
和歌山市	47.9 歳	397,399 円	616,677 円
工業用水道事業団体平均	46.2 歳	358,291 円	546,700 円

(注) 1 「基本給」とは、給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。

2 「平均月収」とは、職員1人当たりの平均年収額(期末・勤勉手当を含む。)を12で除して得たものである。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和 歌 山 市	工業用水道事業団体平均
1人当たり平均支給額（令和6年度） 2,034 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,632 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 ) 月分 ( 1.00 ) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 月分 勤勉手当 月分 ( ) 月分 ( ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	(加算措置の状況)

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

和 歌 山 市	工業用水道事業団体平均
(支給率) 自己都合 早期退職・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) (退職時特別昇給 無 ) 1人当たり平均支給額 12,547 千円	(支給率) 自己都合 早期退職・定年 勤続20年 - 月分 - 月分 勤続25年 - 月分 - 月分 勤続35年 - 月分 - 月分 最高限度額 - 月分 - 月分 その他の加算措置 1人当たり平均支給額 4,960 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 工業用水道事業団体平均の支給率については、データが公表されていないため記載していない。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)			7,672 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)			264,535 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
和歌山市	5 %	28 人	5 %

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)			132 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)			16,551 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)			27.6 %	
手当の種類 (手当数)			10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急等派遣業務手当	ア イに該当する場合を除き、大規模地震等の災害が発生した市町村(本市を除く。)において、日本水道協会等からの要請に基づいて行う復旧作業等に従事したとき。	他都市での復旧作業等応援業務	— 千円	日額1,080円
	イ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村(本市を除く。)の区域において、災害発生市町村等からの要請に基づいて行う災害応急作業又は被災者の援護を図るための作業の現場に従事したとき。		— 千円	日額1,080円
災害応急等復旧業務手当	ア 大雨、台風、地震等の著しく危険な状況において取水口の清掃作業等災害復旧作業に従事した職員	災害復旧作業	— 千円	日額250円
	イ 下水道又は用悪水路の災害応急作業又は維持修繕作業に従事した職員	災害応急作業又は維持修繕作業	— 千円	日額250円
用地買収等交渉業務手当	用地買収の交渉のため外勤した職員	用地買収交渉	— 千円	日額300円
	給水管等の採納交渉のため外勤した職員	給水管等の採納交渉		日額250円
深夜業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した職員	深夜業務	— 千円	1勤務800円(7時間)
				1勤務500円(4時間以上7時間未満)
				1勤務300円(4時間未満)
緊急業務手当	突発事故等の発生により、勤務時間以外の時間に当該現場へ出勤し、緊急に水道、工業用水道及び下水道の関連設備及び施設の復旧作業に従事した職員	突発事故等の発生により、勤務時間以外の時間に当該現場へ出勤し、緊急に行う水道、工業用水道及び下水道の関連設備及び施設の復旧作業	13 千円	1勤務1,000円(作業時間に深夜を含むとき)
				1勤務800円(上記以外)
試験検査業務手当	ア 水質試験において劇物等の有害物を取り扱う業務に従事した職員	水質試験において劇物等の有害物を取り扱う業務	— 千円	日額200円
	イ 公害調査のため工場排水の検査業務に従事した職員	公害調査のための工場排水検査業務	— 千円	日額200円
危険業務手当	道路上において、交通を遮断することなく行う水道、工業用水道及び下水道の関連工事の現場監督、調査等の業務に従事した職員	道路上において、交通を遮断することなく行う水道、工業用水道及び下水道の関連工事の現場監督、調査等の業務	1 千円	日額250円
工事業務手当	水道、工業用水道及び下水道の施設及び設備の工事及び維持修繕の業務に直接従事した職員	水道、工業用水道及び下水道の施設及び設備の工事及び維持修繕業務	58 千円	日額280円
高所業務手当	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な場所で行う作業に従事した職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な場所で行う作業	— 千円	日額230円

資格免許業務手当	ア 1級建築士、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者の資格を有し、当該資格に基づく業務に従事した職員	1級建築士、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者の資格に基づく業務	60 千円	1 勤務 2 5 0 円
	イ クレーン運転士又はボイラー技士の資格を有し、当該資格に基づく業務に従事した職員	クレーン運転士又はボイラー技士の資格を有し、当該資格に基づく業務		1 勤務 1 0 0 円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	6,528 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	326 千円
支給実績 (令和5年度決算)	7,155 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	397 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)																		
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者 課長級以下 3,000円</li> <li>●配偶者以外の扶養親族 (子の場合) 11,500円 (子 2人目以降) 12,000円 (父母等の場合) 部長級 3,500円 課長級以下 6,500円</li> <li>●満16歳から満22歳までの子の加算 5,000円</li> </ul>	同	—	4,627 千円	201,173 円																		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>職名</th><th>支給額</th></tr> <tr><td>局長</td><td>124,600円</td></tr> <tr><td>参与</td><td>99,600円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>74,600円</td></tr> <tr><td>参事</td><td>70,200円</td></tr> <tr><td>課長</td><td>51,500円</td></tr> <tr><td>主幹</td><td>44,100円</td></tr> <tr><td>副課長</td><td></td></tr> <tr><td>副主幹</td><td></td></tr> </table>	職名	支給額	局長	124,600円	参与	99,600円	部長	74,600円	参事	70,200円	課長	51,500円	主幹	44,100円	副課長		副主幹		同	—	4,903 千円	700,457 円
職名	支給額																						
局長	124,600円																						
参与	99,600円																						
部長	74,600円																						
参事	70,200円																						
課長	51,500円																						
主幹	44,100円																						
副課長																							
副主幹																							
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●借家・借間の場合 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に、家賃額に応じて27,000円を限度に支給</li> </ul>	同	—	1,242 千円	310,500 円																		
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>●週休日又は休日等に処理を要する臨時又は緊急性を有する業務等に従事した場合               <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>職名</th><th>支給額</th></tr> <tr><td>局長</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>参与</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>参事</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>課長</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>主幹</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>副課長</td><td></td></tr> <tr><td>副主幹</td><td></td></tr> </table> </li> <li>勤務時間が6時間を越える場合は150/100支給</li> <li>●平日の午後10時から翌日の午前5時までの間に臨時又は緊急性を有する業務等に従事した場合 上記の支給額の50/100支給</li> </ul>	職名	支給額	局長	12,000円	参与	10,000円	部長	8,000円	参事	6,000円	課長	6,000円	主幹	4,000円	副課長		副主幹		同	—	150 千円	30,000 円
職名	支給額																						
局長	12,000円																						
参与	10,000円																						
部長	8,000円																						
参事	6,000円																						
課長	6,000円																						
主幹	4,000円																						
副課長																							
副主幹																							

通勤手当	通勤距離が片道 2 km 以上である職員に支給 ●交通機関利用者 1 箇月当たり支給限度額 55,000 円 ●交通用具使用者 交通用具・通勤距離に応じて支給 2,000 円～31,600 円	同	-	1,914 千円	76,559 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後 10 時～翌日午前 5 時)に勤務した職員に支給 1 時間当たり給与額× $25/100 \times \text{勤務時間数}$	同	-	- 千円	- 円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 10,667,436	千円 1,348,044	千円 552,604	% 5.2	% 4.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費252,960千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 91	千円 363,571	千円 78,911	千円 159,608	千円 602,090	千円 6,616	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
和 歌 山 市	47.0 歳	370,069 円	551,870 円
下水道事業団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

- (注) 1 「基本給」とは、給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。  
 2 「平均月収」とは、職員1人当たりの平均年収額(期末・勤勉手当を含む。)を12で除して得たものである。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和 歌 山 市		下 水 道 事 業 団 体 平 均	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,835 千円		1,562 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	月分	月分
( 1.40 ) 月分	( 1.00 ) 月分	( ) 月分	( ) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5%~20%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

和 歌 山 市			下 水 道 事 業 団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	早期退職・定年	(支給率)	自己都合	早期退職・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	無	)			
1人当たり平均支給額	23,510 千円		1人当たり平均支給額 6,120 千円		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 下水道事業団体平均の支給率については、データが公表されていないため記載していない。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		23,137 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		248,793 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
和歌山市	5 %	90 人	5 %

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		387 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		20,355 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		20.4 %		
手当の種類 (手当数)		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急等派遣業務手当	ア イに該当する場合を除き、大規模地震等の災害が発生した市町村(本市を除く。)において、日本水道協会等からの要請に基づいて行う復旧作業等に従事したとき。	他都市での復旧作業等応援業務	— 千円	日額1,080円
	イ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村(本市を除く。)の区域において、災害発生市町村等からの要請に基づいて行う災害応急作業又は被災者の援護を図るための作業の現場に従事したとき。		— 千円	日額1,080円
災害応急等復旧業務手当	ア 大雨、台風、地震等の著しく危険な状況において取水口の清掃作業等災害復旧作業に従事した職員	災害復旧作業	— 千円	日額250円
	イ 下水道又は用悪水路の災害応急作業又は維持修繕作業に従事した職員	災害応急作業又は維持修繕作業	— 千円	日額250円
用地買収等交渉業務手当	用地買収の交渉のため外勤した職員	用地買収交渉	— 千円	日額300円
	給水管等の採納交渉のため外勤した職員	給水管等の採納交渉		日額250円
深夜業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した職員	深夜業務	— 千円	1勤務800円(7時間)
				1勤務500円(4時間以上7時間未満)
				1勤務300円(4時間未満)
緊急業務手当	突発事故等の発生により、勤務時間以外の時間に当該現場へ出勤し、緊急に水道、工業用水道及び下水道の関連設備及び施設の復旧作業に従事した職員	突発事故等の発生により、勤務時間以外の時間に当該現場へ出勤し、緊急に行う水道、工業用水道及び下水道の関連設備及び施設の復旧作業	15 千円	1勤務1,000円(作業時間に深夜を含むとき)
				1勤務800円(上記以外)
試験検査業務手当	ア 水質試験において劇物等の有害物を取り扱う業務に従事した職員	水質試験において劇物等の有害物を取り扱う業務	— 千円	日額200円
	イ 公害調査のため工場排水の検査業務に従事した職員	公害調査のための工場排水検査業務	— 千円	日額200円
危険業務手当	道路上において、交通を遮断することなく行う水道、工業用水道及び下水道の関連工事の現場監督、調査等の業務に従事した職員	道路上において、交通を遮断することなく行う水道、工業用水道及び下水道の関連工事の現場監督、調査等の業務	15 千円	日額250円
工事業務手当	水道、工業用水道及び下水道の施設及び設備の工事及び維持修繕の業務に直接従事した職員	水道、工業用水道及び下水道の施設及び設備の工事及び維持修繕業務	56 千円	日額280円
高所業務手当	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な場所で行う作業に従事した職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な場所で行う作業	— 千円	日額230円

資格免許業務手当	ア 1級建築士、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者の資格を有し、当該資格に基づく業務に従事した職員	1級建築士、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者の資格に基づく業務	301 千円	1 勤務 2 5 0 円
	イ クレーン運転士又はボイラー技士の資格を有し、当該資格に基づく業務に従事した職員	クレーン運転士又はボイラー技士の資格に基づく業務		1 勤務 1 0 0 円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	23,183 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	301 千円
支給実績 (令和5年度決算)	16,041 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	193 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)																		
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者 課長級以下 3,000円</li> <li>●配偶者以外の扶養親族 (子の場合) 11,500円 (子 2人目以降) 12,000円 (父母等の場合) 部長級 3,500円 課長級以下 6,500円</li> <li>●満16歳から満22歳までの子の加算 5,000円</li> </ul>	同	—	14,400 千円	266,658 円																		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>職名</th><th>支給額</th></tr> <tr><td>局長</td><td>124,600円</td></tr> <tr><td>参与</td><td>99,600円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>74,600円</td></tr> <tr><td>参事</td><td>70,200円</td></tr> <tr><td>課長</td><td>51,500円</td></tr> <tr><td>主幹</td><td>44,100円</td></tr> <tr><td>副課長</td><td></td></tr> <tr><td>副主幹</td><td></td></tr> </table>	職名	支給額	局長	124,600円	参与	99,600円	部長	74,600円	参事	70,200円	課長	51,500円	主幹	44,100円	副課長		副主幹		同	—	7,655 千円	765,480 円
職名	支給額																						
局長	124,600円																						
参与	99,600円																						
部長	74,600円																						
参事	70,200円																						
課長	51,500円																						
主幹	44,100円																						
副課長																							
副主幹																							
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●借家・借間の場合 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に、家賃額に応じて27,000円を限度に支給</li> </ul>	同	—	2,663 千円	295,933 円																		
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>●週休日又は休日等に処理を要する臨時又は緊急性を有する業務等に従事した場合               <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>職名</th><th>支給額</th></tr> <tr><td>局長</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>参与</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>参事</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>課長</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>主幹</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>副課長</td><td></td></tr> <tr><td>副主幹</td><td></td></tr> </table> </li> <li>勤務時間が6時間を越える場合は150/100支給</li> <li>●平日の午後10時から翌日の午前5時までの間に臨時又は緊急性を有する業務等に従事した場合 上記の支給額の50/100支給</li> </ul>	職名	支給額	局長	12,000円	参与	10,000円	部長	8,000円	参事	6,000円	課長	6,000円	主幹	4,000円	副課長		副主幹		同	—	141 千円	14,100 円
職名	支給額																						
局長	12,000円																						
参与	10,000円																						
部長	8,000円																						
参事	6,000円																						
課長	6,000円																						
主幹	4,000円																						
副課長																							
副主幹																							

通勤手当	通勤距離が片道2 km以上である職員に支給 ●交通機関利用者 1箇月当たり支給限度額 55,000円 ●交通用具使用者 交通用具・通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円	同	-	7,345 千円	88,488 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務した職員に支給 1時間当たり給与額× $25/100 \times \text{勤務時間数}$	同	-	- 千円	- 円

(4) 農業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 117,646	千円 37,558	千円 14,637	% 12.4	% 10.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 2	千円 6,685	千円 1,096	千円 2,238	千円 10,019	千円 5,010	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
和 歌 山 市	52.8 歳	302,716 円	417,458 円
下水道事業団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 1 「基本給」とは、給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。

2 「平均月収」とは、職員1人当たりの平均年収額(期末・勤勉手当を含む。)を12で除して得たものである。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和 歌 山 市		下 水 道 事 業 団 体 平 均	
1人当たり平均支給額（令和6年度）		1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,119 千円		1,562 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	月分	月分
( 1.40 ) 月分	( 1.00 ) 月分	( ) 月分	( ) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5%～20%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

和 歌 山 市			下 水 道 事 業 団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	早期退職・定年	(支給率)	自己都合	早期退職・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	無	)			
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額		
			6,120 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 下水道事業団体平均の支給率については、データが公表されていないため記載していない。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		411 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		205,403 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
和歌山市	5 %	2 人	5 %

支給実績 (令和6年度決算)

支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		5 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		5,480 円		
手当の種類 (手当数)		50.0 %		
手当の種類 (手当数)		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急等派遣業務手当	ア イに該当する場合を除き、大規模地震等の災害が発生した市町村(本市を除く。)において、日本水道協会等からの要請に基づいて行う復旧作業等に従事したとき。	他都市での復旧作業等応援業務	— 千円	日額1,080円
	イ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村(本市を除く。)の区域において、災害発生市町村等からの要請に基づいて行う災害応急作業又は被災者の援護を図るための作業の現場に従事したとき。		— 千円	日額1,080円
災害応急等復旧業務手当	ア 大雨、台風、地震等の著しく危険な状況において取水口の清掃作業等災害復旧作業に従事した職員	災害復旧作業	— 千円	日額250円
	イ 下水道又は用悪水路の災害応急作業又は維持修繕作業に従事した職員	災害応急作業又は維持修繕作業	— 千円	日額250円
用地買収等交渉業務手当	用地買収の交渉のため外勤した職員	用地買収交渉	— 千円	日額300円
	給水管等の採納交渉のため外勤した職員	給水管等の採納交渉		日額250円
深夜業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した職員	深夜業務	— 千円	1勤務800円(7時間)
				1勤務500円(4時間以上7時間未満)
				1勤務300円(4時間未満)
緊急業務手当	突発事故等の発生により、勤務時間以外の時間に当該現場へ出勤し、緊急に水道、工業用水道及び下水道の関連設備及び施設の復旧作業に従事した職員	突発事故等の発生により、勤務時間以外の時間に当該現場へ出勤し、緊急に行う水道、工業用水道及び下水道の関連設備及び施設の復旧作業	1千円	1勤務1,000円(作業時間に深夜を含むとき)
				1勤務800円(上記以外)
試験検査業務手当	ア 水質試験において劇物等の有害物を取り扱う業務に従事した職員	水質試験において劇物等の有害物を取り扱う業務	— 千円	日額200円
	イ 公害調査のため工場排水の検査業務に従事した職員	公害調査のための工場排水検査業務	— 千円	日額200円
危険業務手当	道路上において、交通を遮断することなく行う水道、工業用水道及び下水道の関連工事の現場監督、調査等の業務に従事した職員	道路上において、交通を遮断することなく行う水道、工業用水道及び下水道の関連工事の現場監督、調査等の業務	— 千円	日額250円
工事業務手当	水道、工業用水道及び下水道の施設及び設備の工事及び維持修繕の業務に直接従事した職員	水道、工業用水道及び下水道の施設及び設備の工事及び維持修繕業務	4千円	日額280円
高所業務手当	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な場所で行う作業に従事した職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な場所で行う作業	— 千円	日額230円

資格免許業務手当	ア 1級建築士、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者の資格を有し、当該資格に基づく業務に従事した職員	1級建築士、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者の資格に基づく業務	- 千円	1勤務250円
	イ クレーン運転士又はボイラー技士の資格を有し、当該資格に基づく業務に従事した職員	クレーン運転士又はボイラー技士の資格を有し、当該資格に基づく業務		1勤務100円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	414 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	207 千円
支給実績 (令和5年度決算)	175 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	87 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象としない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)																
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者 <ul style="list-style-type: none"> <li>課長級以下 3,000円</li> </ul> </li> <li>●配偶者以外の扶養親族 (子の場合) 11,500円 (子 2人目以降) 12,000円 (父母等の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>部長級 3,500円</li> <li>課長級以下 6,500円</li> </ul> </li> <li>●満16歳から満22歳までの子の加算 5,000円</li> </ul>	同	-	162 千円	162,000 円																
管理職手当	管理又は監督の地位にある <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長</td> <td>124,600円</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td>99,600円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>74,600円</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>70,200円</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>51,500円</td> </tr> <tr> <td>副課長</td> <td>44,100円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	支給額	局長	124,600円	参与	99,600円	部長	74,600円	課長	70,200円	主幹	51,500円	副課長	44,100円	同	-	- 千円	- 円		
職名	支給額																				
局長	124,600円																				
参与	99,600円																				
部長	74,600円																				
課長	70,200円																				
主幹	51,500円																				
副課長	44,100円																				
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●借家・借間の場合 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に、家賃額に応じて27,000円を限度に支給</li> </ul>	同	-	- 千円	- 円																
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>●週休日又は休日等に処理を要する臨時又は緊急性を有する業務等に従事した場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>副課長</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>副主幹</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>勤務時間が6時間を越え</li> <li>●平日の午後10時から翌日の午前5時までの間に臨時又は緊急性を有する業務等に従事した場合 上記の支給額の50/100支給</li> </ul>	職名	支給額	局長	12,000円	参与	10,000円	部長	8,000円	課長	8,000円	主幹	6,000円	副課長	6,000円	副主幹	4,000円	同	-	- 千円	- 円
職名	支給額																				
局長	12,000円																				
参与	10,000円																				
部長	8,000円																				
課長	8,000円																				
主幹	6,000円																				
副課長	6,000円																				
副主幹	4,000円																				

通勤手当	通勤距離が片道2 km以上である職員に支給 ●交通機関利用者 1箇月当たり支給限度額 55,000円 ●交通用具使用者 交通用具・通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円	同	-	104 千円	52,050 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務した職員に支給 1時間当たり給与額× $25/100 \times \text{勤務時間数}$	同	-	- 千円	- 円

(5) 漁業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 133,643	千円 31,709	千円 14,645	% 11.0	% 10.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 2	千円 6,685	千円 1,096	千円 2,238	千円 10,019	千円 5,010	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
和 歌 山 市	52.8 歳	302,715 円	417,458 円
下水道事業団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

- (注) 1 「基本給」とは、給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。  
 2 「平均月収」とは、職員1人当たりの平均年収額(期末・勤勉手当を含む。)を12で除して得たものである。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和 歌 山 市	下 水 道 事 業 団 体 平 均
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,119 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,562 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.40 ) 月分 ( 1.00 ) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 月分 勤勉手当 月分 ( ) 月分 ( ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	(加算措置の状況)

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(支給率)

和 歌 山 市	下 水 道 事 業 団 体 平 均
(支給率) 自己都合 早期退職・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) (退職時特別昇給 無 ) 1人当たり平均支給額 0 千円	(支給率) 自己都合 早期退職・定年 勤続20年 - 月分 - 月分 勤続25年 - 月分 - 月分 勤続35年 - 月分 - 月分 最高限度額 - 月分 - 月分 その他の加算措置 1人当たり平均支給額 6,120 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 下水道事業団体平均の支給率については、データが公表されていないため記載していない。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		411 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		205,403 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	5 %	2 人	5 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		5 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		5,480 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		50.0 %		
手当の種類(手当数)		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急等派遣業務手当	ア イに該当する場合を除き、大規模地震等の災害が発生した市町村(本市を除く。)において、日本水道協会等からの要請に基づいて行う復旧作業等に従事したとき。	他都市での復旧作業等応援業務	— 千円	日額1,080円
	イ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村(本市を除く。)の区域において、災害発生市町村等からの要請に基づいて行う災害応急作業又は被災者の援護を図るための作業の現場に従事したとき。		— 千円	日額1,080円
災害応急等復旧業務手当	ア 大雨、台風、地震等の著しく危険な状況において取水口の清掃作業等災害復旧作業に従事した職員	災害復旧作業	— 千円	日額250円
	イ 下水道又は用悪水路の災害応急作業又は維持修繕作業に従事した職員	災害応急作業又は維持修繕作業	— 千円	日額250円
用地買収等交渉業務手当	用地買収の交渉のため外勤した職員	用地買収交渉	— 千円	日額300円
	給水管等の採納交渉のため外勤した職員	給水管等の採納交渉		日額250円
深夜業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した職員	深夜業務	— 千円	1勤務800円(7時間)
				1勤務500円(4時間以上7時間未満)
				1勤務300円(4時間未満)
緊急業務手当	突発事故等の発生により、勤務時間以外の時間に当該現場へ出勤し、緊急に水道、工業用水道及び下水道の関連設備及び施設の復旧作業に従事した職員	突発事故等の発生により、勤務時間以外の時間に当該現場へ出勤し、緊急に行う水道、工業用水道及び下水道の関連設備及び施設の復旧作業	1千円	1勤務1,000円(作業時間に深夜を含むとき)
				1勤務800円(上記以外)
試験検査業務手当	ア 水質試験において劇物等の有害物を取り扱う業務に従事した職員	水質試験において劇物等の有害物を取り扱う業務	— 千円	日額200円
	イ 公害調査のため工場排水の検査業務に従事した職員	公害調査のための工場排水検査業務	— 千円	日額200円
危険業務手当	道路上において、交通を遮断することなく行う水道、工業用水道及び下水道の関連工事の現場監督、調査等の業務に従事した職員	道路上において、交通を遮断することなく行う水道、工業用水道及び下水道の関連工事の現場監督、調査等の業務	— 千円	日額250円
工事業務手当	水道、工業用水道及び下水道の施設及び設備の工事及び維持修繕の業務に直接従事した職員	水道、工業用水道及び下水道の施設及び設備の工事及び維持修繕業務	4千円	日額280円
高所業務手当	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な場所で行う作業に従事した職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な場所で行う作業	— 千円	日額230円

資格免許業務手当	ア 1級建築士、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者の資格を有し、当該資格に基づく業務に従事した職員	1級建築士、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者の資格に基づく業務	－ 千円	1勤務250円
	イ クレーン運転士又はボイラー技士の資格を有し、当該資格に基づく業務に従事した職員	クレーン運転士又はボイラー技士の資格を有し、当該資格に基づく業務		1勤務100円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	414 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	207 千円
支給実績 (令和5年度決算)	290 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	145 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)																		
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者 <ul style="list-style-type: none"> <li>課長級以下 3,000円</li> </ul> </li> <li>●配偶者以外の扶養親族 (子の場合) 11,500円 (子2人目以降) 12,000円 (父母等の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>部長級 3,500円</li> <li>課長級以下 6,500円</li> </ul> </li> <li>●満16歳から満22歳までの子の加算 5,000円</li> </ul>	同	－	162 千円	162,000 円																		
管理職手当	管理又は監督の地位にある <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長</td> <td>124,600円</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>99,600円</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>74,600円</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>70,200円</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>51,500円</td> </tr> <tr> <td>副課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副主幹</td> <td>44,100円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	支給額	局長	124,600円	参与		部長	99,600円	参事	74,600円	課長	70,200円	主幹	51,500円	副課長		副主幹	44,100円	同	－	－ 千円	－ 円
職名	支給額																						
局長	124,600円																						
参与																							
部長	99,600円																						
参事	74,600円																						
課長	70,200円																						
主幹	51,500円																						
副課長																							
副主幹	44,100円																						
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●借家・借間の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>月額12,000円を超える家賃を負担している職員に、家賃額に応じて27,000円を限度に支給</li> </ul> </li> </ul>	同	－	－ 千円	－ 円																		
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>●週休日又は休日等に処理を要する臨時又は緊急性を有する業務等に従事した場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副課長</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>副主幹</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>勤務時間が6時間を越え</li> <li>●平日の午後10時から翌日の午前5時までの間に臨時又は緊急性を有する業務等に従事した場合           上記の支給額の50/100支給         </li> </ul>	職名	支給額	局長	12,000円	参与		部長	10,000円	参事		課長	8,000円	主幹		副課長	6,000円	副主幹	4,000円	同	－	－ 千円	－ 円
職名	支給額																						
局長	12,000円																						
参与																							
部長	10,000円																						
参事																							
課長	8,000円																						
主幹																							
副課長	6,000円																						
副主幹	4,000円																						

通勤手当	通勤距離が片道 2 km 以上である職員に支給 ●交通機関利用者 1 箇月当たり支給限度額 55,000 円 ●交通用具使用者 交通用具・通勤距離に応じて支給 2,000 円～31,600 円	同	—	104 千円	52,050 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後 10 時～翌日午前 5 時)に勤務した職員に支給 1 時間当たり給与額× $25/100 \times \text{勤務時間数}$	同	—	— 千円	— 円